

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会の監査結果報告

監査基準第2条第1項第3号に基づき、財政援助団体等の監査を実施した。

監査対象：令和2年度に千早赤阪村より補助等を受けた事業の実施状況について

日 時：令和4年3月11日

(監査等の実施内容)

1. 補助金に係る出納及びその他の事務が適正に行われているか。
2. 補助金が目的の事業に充当されているか。

(監査結果)

- ・千早赤阪村立いきいきサロン指定管理者仕様書には、多目的室等を利用する際の使用料の減免については、千早赤阪村への事業報告時に報告を行うこととあるが、実績報告にはそのような報告がなかった。
- ・千早赤阪村立いきいきサロン設置条例第12条では使用料金の減免が規定されているが、減免の対象となる範囲が明確でないため、千早赤阪村と協議の上、別途免除の基準を定めるべきである。
- ・取引業者への支払いにおいて、相手方から請求された金額から振込に係る手数料を差し引いた金額により支払いを行っているものがあるが、支払い金額は請求書に記載された金額と一致すべきである。

令和4年5月25日

千早赤阪村代表監査委員 清井 浩

千早赤阪村監査委員 田村 陽